生命・医療共済から

万一の入院・安静療養に備えて
生命共済・医療共済から引き続き加入で安心

シニア生命共済（継続型）

生命・医療共済加入者の方に
65歳からも引き続き75歳まで加入できる制度です！

シニア医療共済（継続型）

シニア生命共済（継続型）

● 掛金・給付内容（1口あたり）

加入年齢65歳～75歳未満

口数 月額掛金	1口 60円	20口 1200円	30口 1800円
すべての死亡 重度傷害 （1.2級と3級の2・3・4号） 共済金	4万円	80万円	120万円

加入限度口数　30口

６５歳満期日時点※で加入していた口数または３０口のいずれか少ない口数

月額掛金

1口 60円

※ ６５歳満期日とは、６５歳になった直後の満期日（効力発生日に６５歳の誕生日を迎える方を含む）をさします。

シニア医療共済（継続型）

● 掛金・給付内容（1口あたり）

加入年齢65歳～75歳未満

口数 月額掛金	1口 100円	4口 400円	5口 500円	10口 1000円
病気入院 連続4日以上90日限度	250円	1000円	1250円	2500円
不慮の事故入院 1日以上90日限度	250円	1000円	1250円	2500円

（共済金額はすべて日額）

加入限度口数　10口

１０口または、６５歳満期日時点※の組織・個人医療共済の口数と、緩和型医療共済の５０％の口数（小数点切り上げ）の合計のいずれか少ない口数

月額掛金

1口 100円

健康告知

「健康告知事項」に該当する方は、生命・医療共済への新規加入および継続加入時の増口はできません。

なお、加入申込日から発効日までに「健康告知事項」に該当する事由が発生した場合、当該の加入申込は無効扱いとなります。

健康告知事項

（１）加入申込日において、病気（注１）やケガ（軽度のケガを除く）のため、休業または安静加療をしている者（休業または安静加療を要すると診断されている者を含む）

（２）病気（注１）で発効日からさかのぼって6か月以内に医師の治療（注２）を受けている者（治療を要すると診断されている者を含む）

（３）病気（注１）で、発効日からさかのぼって1年以内に医師の経過観察を受けている者

（４）ケガのため、発効日からさかのぼって、次の日数の休業または安静加療をした者
① 1か月以内に通算して14日以上
② 6か月以内に連続して14日以上

（５）ケガのため、発効日からさかのぼって1年以内に開頭、開腹または開胸等の手術を受けた者

注１）ここでいう病気からは「花粉症、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、にきび、虫歯、歯科矯正、水虫、軽度の盲腸、および7日以内で完治した軽度の病気」を除きます。
注２）「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食餌療法等、直接的・間接的な治療をいいます。